

情報公開用文書

令和8年6月15日

実施内容	せん妄に対する抗精神病薬の使用
対象患者	せん妄と診断された患者及びせん妄が疑われる患者
実施期間	承認日から継続的に使用
概要	【目的・意義】 せん妄は、もともとある病気に身体的・環境的な負荷が加わり、一時的に意識障害や認知機能の低下が起こる状態です。頻度は高く、原因に応じた環境調整や薬物療法が実施されます。せん妄の薬物療法は抗精神病薬を基本としますが、添付文書で認められているのはチアプリドのみになります。 厚労省保医発 0928 第 1 号 23.9.28 付通知より、「器質的疾患に伴う、せん妄・精神運動興奮状態・易怒性」に対して、ハロペリドール、クエチアピン、リスペリドンの使用を審査上認めるとの通達があります。また、ガイドラインや文献、書籍等においても、抗精神病薬がせん妄治療の選択肢として記載されています。 個々の症状や背景に応じて、適切な薬剤を選択し、薬物治療を実施していきます。 【予想される不利益と対策】 各薬剤の添付文書に記載された用法用量に準じて治療を行うため、一般的に想定される副作用と同等と考えられます。副作用が発現した場合、通常の診療にて対応を行います。
当院の倫理委員会において承認を受けた上記の治療について、対象者となられる方から同意をいただくことにかえて、病院ホームページにて情報を公開することにより実施しております。本件について同意できない場合、この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。なお、同意できないと連絡をいただいた場合においても、添付文書の定める範囲内での使用では安全に医療を提供できないと担当医が判断したとき、再度ご説明させていただくことがあります。	
お問い合わせ先の連絡先：医療法人厚生会 奈良厚生会病院（倫理委員会） 電話番号：0743-56-5678（代表）または、担当医に直接お申し出ください。	